

山口県特定非営利活動法人サポート融資の概要

NPO法人（特定非営利活動法人）の社会貢献活動を促進するため、同法人の事業に必要な設備資金及び運転資金（繋ぎ資金を含む。）について、山口県と民間金融機関が協調して次のとおり融資を行う。

融資の内容

融資限度額	設備資金		5,000千円
	運転資金	運転資金	5,000千円
		繋ぎ資金	(ただし、繋ぎ資金は委託金等の額を上限とする。)
融資利率	年率1.8%		
融資期間	設備資金		5年以内
	運転資金	運転資金	1年以内
		繋ぎ資金	1年以内 (ただし、委託金等の支払い期日を上限とする。)
保証人・担保	設備資金		取扱金融機関所定の方法
	運転資金	運転資金	同上
		繋ぎ資金	同上（連帯保証人不要） (ただし、金融機関が代理人として委託金等を受領することについて、委託料等を支払う行政機関等の承諾が得られること。)

融資の要件

- 1 山口県内に事務所を置くNPO法人で、原則法人格取得後3年以上活動していること。
- 2 融資対象事業が定款に定められており、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することと認められること。
- 3 融資対象事業を確実に行うことができること。
- 4 自己資金のみでは融資対象事業の実施が困難であること。
- 5 NPO法第29条の事業報告書等が毎年提出されていること。
- 6 事業税を滞納していないこと。
- 7 繋ぎ資金の融資を受けようとするNPO法人にあっては、次の要件のいずれも満たすこと。
 - (1) 行政機関等から委託金等の支払いを1年以内に受けることが確実なこと。
 - (2) 取扱金融機関が代理人として委託金等を請求及び受領することについて、当該委託金等を支払う行政機関等の承諾が得られること。

取扱金融機関

設備資金		中国労働金庫
運転資金	運転資金	中国労働金庫
	繋ぎ資金	株式会社山口銀行 株式会社西京銀行 西中国信用金庫 萩山口信用金庫 東山口信用金庫 中国労働金庫